

2. 入所時の体験

ハンセン病療養所への「入所」は、だれにとっても、これまでまったく体験したことのない異世界への「収容」であった。入所時にさまざまなショックを受けた人が多い。聞き取りに応じてくださった入所者のみなさんの、ほとんどが、「入所」の年月日をはっきりと覚えておられた。

ある入所者（男性、1939年多磨全生園入所）は、7歳で療養所に収容されたときのショックを、つぎのように語る。

入ってみたらね、収容病棟にすごい人がいてね。わたしは、眼帯っていうのは、片目だけだと思ってた。そしたら、両方、マスクみたいにしてる人がいて、で、その人は鼻もなくて。それで、ご飯食べるのに、どんぶりのなかに顔突っ込んで、箸やフォーク使わないで、グチャグチャグチャグチャ食べる。それ見て、わんわん泣いちゃったね。おっかながって。2日間ぐらい泣きとおしていたみたい。

阿部秀直先生が医務課長やってて。わたし、いまも覚えてるけど、入院したら診察受けて、それで、「こんなんじゃ、すぐ、帰れるよ」って、そういうふうにしたの。それで、おれ、帰ってきて、収容病棟の付添いに、「いやあ、あの、すぐ帰れるんだって」って言ったら、「そんなことは、ないよ。帰れるもんか」って言われたの。わたしは泣きながら、「そんなことは、ない」と言った人に抗議して、「帰るんだ」というふうに言っていましたよ。“あー、この人、ひどいこと言うなあ”って。

ある入所者（男性、1944年多磨全生園入所）は、多磨全生園に入所したときの手続きについて、つぎのように語った。

〔「解剖承諾書」というのは〕ここ〔＝多磨全生園〕はなかったですね。最初、収容病棟へ来て、風呂へ入れさせられて、着てる物を全部とつかえさせられて、園の支給の着物を着せられて。それから、お金は園券と交換するために持ってかれてだとか、そういうのは、みんな同じですのでね、あえて言わなくてもいいことだと思うんですよ。それはもう当然、全部そういうふうにされてますのでね。それからそのあと、医務課長が〔新規入所者を〕裸にして、全部調べて、どこに病気がどういふかたちで出ているかということと、それからそれはどっから来たんかということをおね、しつこく聞くわけですよ。だから、ちっちゃな女の子なんかはね、後から、「あの先生は、裸じじいというんです」って〔笑い〕、作文に書きちゃうんだもの。

ある入所者（男性、1947年邑久光明園入所）は、邑久光明園に収容されたときの体験について、つぎのように語った。

ここへついたらね、みな裸にされてやね、現金もみな取り上げられてね。で、なんでそんなことされるんかなあと思うてね。あとから考えたらね、ここを逃走したらいい

かんということだね、現金を取り上げられたんじゃないかなと思うわけやね。おいおい、ここの病院のことがわかってきたら。ここでしか使わん「コマ」っていうんですかね、を支給されて。で、現金がないから外へ出るわけにはいかんわねえ。

収容所に1週間か10日おって。それから、こうした部屋へ上がれいうて、部屋へ上がって。で、「通信するんだったら、偽名を使うとったらええんじゃないか」いうことだね。ぼくも、手紙やりとりするんだったら、やっぱりこう、どっから来たいうてわかるからね。で、ま、通信するだけの名前は変えました。[それは]入ったら友だち[=先輩入所者たち]がみな教えてくれるからね。こうこうこうや、とか言ってね。[偽名は]いまでも使うてますよ。迷惑かけたらいかんからね、きょうだいに。

ある入所者（男性、1952年長島愛生園入所）は、入所当日に、官舎地帯との境で立小便をして職員にもものすごく怒られたショックを、つぎのようにありありと語った。この人は、自分は「反骨精神がない」と語っているが、「反骨精神」を削ぎ取られたのも、このような入所時の体験によるのではないかと思われる。

ここへ連れてこられた日に——ここは、官舎地帯と患者地帯と、昔、本館の下で区切られとったんやね。ここから先は患者は行ってはいけません。12〔歳〕で、子どもで来て、そこでね、立小便（しょんべん）したらね、職員に怒られたのよ。ものすごい怒られたの。わしら田舎もんじゃから。ムラではそんな立小便なんて、誰でもしよるじゃん、大人でも。女の人だつて、おばさんなら立小便しよった人いるんじゃないからね。そんなときにね、あんなところで立小便しとったら、職員にすごく怒られた。なんでこんなに、立小便しただけで、怒られにやいかんのやろうかと思つてね。なんか、そういうのは、ずうっと残ってるんやね。衝撃といえ、まあ、そんなん、えらい衝撃やったね。

こっから先へ行ったら、怖いんやなという。職員地帯と患者地帯と、きっちり分かれとったからね。こっから一歩でも入ったら、ああ、こわいところやな、ちゅうようなね。

入所時の手続きのなかで、とりわけ被収容者に衝撃を与えたと言われるのが、「解剖承諾書」への署名捺印である。

2004年6月15日から17日まで菊池恵楓園で開催された「第18回検証会議」のパネル資料展のなかに、つぎの資料が展示されていた（原文は縦書き）。

解剖願

私儀

御収容難有御治療相受居候處萬一死亡の際は醫術研究の一助とも相成申可くに付解剖相成度生前此段奉願候也
昭和二十（六）年（六）月（一）日

〈◎◎〇〇〉

菊池恵楓園長 宮崎松記殿

この「解剖願」は、あらかじめ謄写版印刷された書式で、〈 〉のところだけ、筆で書きこまれてた。ちなみに、この◎◎〇〇さん（故人）は、当時9歳であったとのこと。達筆な署名は、とうてい本人による署名ではありえない。

また、ハンセン病療養所への入所にさいして、これからは本名ではなく、「園名＝偽名」を使用するように勧められたという話もよくきく。

ただし、聞き取り調査から判明することとして、入所時の「園名使用」の勧めや「解剖承諾書」への署名が、どこの園でも一律にすべての入所者に求められていたというのではなさそうである。また、おなじ園でも、時期によって異なる。以下に、栗生楽泉園への入所者数名の方からの聞き取りを示そう。

ある入所者（男性、1941年栗生楽泉園入所）は、入所時に分館職員から「園名」の使用を勧められた体験を語ったが、それは強制的なものではなかったようである。

〔名前については〕入るときに聞くんですよ、分館でね。「ここへ入ったら、違う名前にしてもいいんだよ。ここは、この名前がいいんだよ。本名を言わなくてもいい」って言われますよ。だけど、私はなにも悪いことをしたんじゃないんだからね、犯罪人じゃねえんだから、私は親からもらった名前があるんだから、その名前を使って入ったんですよ。

ある入所者（男性、1944年栗生楽泉園入所）は、職員から「園名」の使用を勧められた体験を、つぎのように語った。

加島分館長が「名前、変えるか？」って聞かれたから、なにかに〔つけて〕名前を変えたほうが都合がよいであろうと思ひまして、「はい、変えます」「じゃ、何がいい？」「◎◎〇〇にしてください」と。

私はね、〔名前を〕変えなければ、私の家族にも親戚にも迷惑がかかるといけない、と。ただ、それだけです。それはもう、さびしかったですけどね。私は、もう、消えてなくなると。さびしい気持ちはありますけど、そんなこと言っておられません。とにかく、みんなに迷惑のかからないように、というのが、私のいちばんの考えだったですね。

また、別の入所者（男性、1944年栗生楽泉園入所）は、入所時に解剖承諾書に署名を求められたといったことは「全然なかった」と言いきった。

いっぽう、ある入所者（男性、1948年栗生楽泉園入所）は、入所時の「解剖承諾書」の問題について、つぎのように語った。

〔ここに入所したとき、解剖承諾書っていうか〕それらしきもの、とられたよ。だって、いまの福祉、むかしの分館で、「もし死んだときは解剖してもいいやね」って言いながら、むこうが記録していくんだもの。そりゃ、もう、死んじゃってからだったら、どうだっていいさ。ほとんどそうだったんじゃないかな。

入ったときに、その条件として、もし死んじゃったらこうなるぞと。それぐれえのこと、おれ、たしか、当時の分館で言われてると思うよ。

ある入所者（男性、1949年栗生楽泉園入所）は、入所時の「解剖承諾書」と「園名」の問題について、つぎのように語った。

〔昭和24年7月に栗生楽泉園に収容されたとき、「解剖承諾書」は〕ありました。〔しかし〕署名しなかった。おれは、そういうことはね、親の問題だと思ったんだよ。だから、親が承諾しているものは、おれには承諾しろとは言わんだろうなあって、そういう思いがあったわけ。だから、それは、全然、わしはもう、はじめから自分でやる気はなかった。〔そしたら、無理やり、署名しろとは言われ〕なかった。

〔園名のこと〕は言われたけれども、わたしは、「隠してまで、自分の名前を変えてまで、治療を受けるの嫌だから、本名にしてくれ」って言った。

別の入所者（男性、1949年栗生楽泉園入所）は、入所時の「解剖承諾書」と「園名」の問題について、つぎのように語った。

〔入所時に、もし死んだら死体は解剖させてもらうけれども、いいかねっていうようなことは〕ここへ入った人は、みんな言われてるね。はんこを押したかどうかは、よく覚えてないなあ。たぶん押したと思うけどねえ。

当時はね、分館で、「本名を嫌がって、みんな、偽名を使ってるから」って。「頭文字だけ一字入れれば、どんな名前でもいい」って。それで、偽名にしちゃったんです。

〔偽名を使い始めたときは〕いやあ、職員から自分の名前を呼ばれて、だれを呼んでるのかなっていうのは、ありましたね。慣れるまで。

もうひとりの入所者（男性、1949年栗生楽泉園入所）の語りも、同様のものであった。「収容病棟に入っているいろいろな検査を受けたときに、ここでは、解剖承諾書っていうのはなかったですか？」との問いに、こう語った。

書きましたよ、むこうで、なんか。とにかく、すべて任せろと。死んだときの解剖も、じっさい、やるんだと。それを承諾しろと。しょうがないからね。いいです、好きなようにやってくれ、と。

以上の一連の語りから判断するかぎり、栗生楽泉園で「解剖承諾書」が求められたのは、戦前ではなく、むしろ戦後になってからのようである。これは、何を意味しているのだろうか。ハンセン病療養所での入所者の処遇は、戦後よりも戦前のほうがマシだったとでもいうのだろうか。そうではあるまい。ちょうど、療養所内での「優生手術」が、なんらの法的根拠もないままに先行し、やっと1948（昭和23）年の「優生保護法」の制定で「合法化」されたのと同じように、「解剖承諾書」なしの「遺体の解剖」が先行し、のちになって、「解剖承諾書」への署名をとるという形式的手続きが整えられた、ということであろう。

——その意味では、「解剖承諾書」なしに、「遺体の解剖」を実施してしまっていた時代のほうが、論理的には人権侵害の度合いははるかにひどかったと言うべきであろう。

そうはいても、「解剖承諾書」自体、署名を拒否することがきわめて困難な、弱い立場に置かれた患者さんたちに強要するものであったのであって、そのような「承諾書」に、実質的な意味での承諾が担保されたとは、とうてい考えられない。

じっさい、「解剖承諾書」の要求、あるいは、「偽名」の勧めにたいして、抵抗の姿勢を示したひとたちもいる。衝撃を受け、必死に抵抗の姿勢を示したひとたちの語りのなかに、「偽名」と「解剖承諾書」がはらんでいる問題のおぞましさは明確に示されています。

ある長期入所経験者（男性、1950年星塚敬愛園入所）は、療養所に収容されたときの体験について、つぎのように語った。

〔収容された昭和25年9月12日の天気も〕覚えてます。いい天気だったですね。9月は、まだ半袖の生活でね。そのときの印象はね、私と親父と家内と3人で車に乗って来たわけですから、子どもたちが、後ろからね、「お父さーん、お父さーん」って、バスを追っかけて、「お父さーん、わたしも行く、わたしも行く」って、泣いてくるのにな、ほんとになに〔=胸のつぶれる思いを〕したことを覚えてますもんね。私も泣きながら、子どもも泣きながら、家内も親父もね、目頭を押さえておったことを覚えてますものね。人間としての残酷な世界ですね、やっぱり、らいの船出というものは。船出じゃない。死に出。私は、なにかこう、無期懲役に行くようなもんですもんね。なんの悪さもせずに、無期の懲役ですよ。

〔収容の車に乗って療養所に〕入ってきて、本館で車をとめて、私も家族もみんな下車するわけ。それで、「しばらくここで待っててください」というところに私は連れて行かれましたね、「着衣を全部脱いでください」ということで、パンツ一丁にされました。まったく、徴兵検査と同じようなことをされました。ただ、おちんちんをなにされなかつただけで、体全部を検査されました。ここに斑紋があると、「あなたは、いつごろこういう状態になりました？」それを詳しく聞きましたよ。そういうことを全部、医務課長をはじめ、医者という名前をやつと、婦長という名前をやつが全部おりましたね、見ているところで検査されましたね。

内科診察室で、全部医者がおるところで、婦長なんかもおるところで、されるわけですよ。おそらく10名ぐらいおったですね。私は、もうここに来たら、これで私の人生は終わったんだから、あとはもう、捨て鉢ですよ。私としては、もうここへ来た以上は、煮て食べようが何しようがおまかせで、自由にしてくださいと。だからね、聞かれるまんまに、正直にすべて自分のことを言いました。そして、次は、風呂に入ると。そしたら看護婦が、「お風呂はまだ沸いてません。もうちょっと待ってください」と言って、それでちょっと待たされた覚えがあるんだけど。

〔風呂に入って〕それから、白い着物を着せられて。その白い着物はね、縦縞の着物とかあんなもんじゃなくて、兵隊〔=傷病兵〕の払い下げの白衣（びゃくい）ですよ。それを着せられてね。それで、「しばらく待っててください」と言って、今度は、患者収容所という部屋に案内されて、家族と会わされるわけですよ。

その収容所に行く前に、別館というところがありまして、別館でいろいろとされる。

そこでね、「◎◎さん」て、私には言葉も丁寧になに〔＝対応〕しました。もう厄介なやつが来たから、今度は少しみんな職員も〔怒らせちゃいかんと〕。まあ、喜んで来たやつはおらんけども、〔とくに〕いろいろてこずらせたやつだから、口は達者なやつだからと。そりゃあ、そうですね。勉強も一生懸命しましたし、人に負けたくない性格を持ってるから。そういうことで、「◎◎さん、あなたほどの人はやっぱりここで実名は使わんほうがいいでしょうね」と言う。「なぜ？」って言ったら、「いやあ、あなたのお父さんも〔社会的地位のある方だし〕、兄弟の人も、おじさんお婆さんも、みんな、なにしてらっしゃるから、ここじゃ、やっぱり実名よりも偽名のほうを使われたほうがいいんじゃないですか？」「それをみんな使ってるんか？」って言ったら、「ほとんどみんな使っていらっしゃいますよね」って言うて。私に対するあれ〔＝言葉遣い〕はもう、非常に丁寧。「そりゃあ、あんたがたが、名前を付けろよ」と言ったら、「いやあ、それは私が付けたりするわけにいかんから」って言うから、「じゃあ、なんでもいいわ」と。私は、□□□□っていう偽名で、20年ぐらい通したかな。「それで付ける」と。「ああ、そうですか」と。

そしてね、分館長が来まして、「◎◎さん、これに印鑑をくださいませんか」って言うから、「なんの印鑑だ？」って言ったら、「これはあなたがなに〔＝死亡〕したときに、解剖してよろしいという解剖承諾書」「すぐ死ぬんか、私は？」つつたの。敬愛園は、高い煙突、30メートルぐらいの高い煙突があったんですよ。敬愛園に連れて行ったら、その煙突で焼き殺すんだという評判が、私が入園する前にはあったんですよ。敬愛園っていうところは、もうすごいところで、いったん入ったら帰ってこられん。悪いやつはそこで焼き殺すんだということを知ったから、「あんたがたは、私を焼き殺すつもりか？」と言ったんですよ。「いやいやいや、そんなことじゃなくて、もしですよ、あなたが亡くなられたときに、ここは解剖することになっていますから、解剖する場合にですね、解剖してよろしいと〔いう承諾をあらかじめいただきたい〕と。

「みんな、そうなるんか？」「みんな、そうなるんだ」「みんな、それに印鑑つくの？」「みんな、それはもらいます」と。それで私は怒ったんですよ。「みんな解剖するというが、法律でそうなるんか？」と言うたら、「いや、法律はよく知りませんが……」。で、分館長が、「◎◎さん、あんたはそう言うけど、そうなるんだから、印鑑押しなさいよ」って。「よお押さん。それだけは、俺もね、あんたがたの言うことは聞かんよ」て。そう言うたら、園長も含めて、彼らは2、3人で一生懸命協議をしようとした。「みんな押すの？」って聞いたたら、「みんな押しますよ」って言うから、「そんなバカなことあるかよ。いままで、この敬愛園っていうところは大変なところだと聞いてきたんだけど、解剖してよろしいなんて、これだけはね、誰からも聞かんかった。それだけは私はつかん」って言うて。印鑑をつかなかったのは私だけですよ。

それから1週間、係が、毎日来ました、収容所に。「印鑑をください」って。「なんで印鑑？俺は、分館長に、俺は押さんと言うたから」。私ひとりだったんですよ、そんなやつは。最後にはね、「◎◎さん、私もここに勤めておりますけど、まあ、これをなにしてもらわにゃ、私もここに勤められんですよ」と言うから、「そんなことがあるうね。私はこれはつかんよ」と言うて。また「そう言わんで。私を助けるために」っ

て言う。とうとう1週間目だったか、つきましたよ。「私はまた今日もね、園長から呼ばれて……。これをついてもらわにゃ飯を食えん」っていう、その人の泣き落としにかかって。

後日談なんですけど、それを取り返しました、私は。〔昭和36年にはじめて〕自治会長になってから、取り返した。みんながびっくりしましたよ。そして、園の幹部も「〔もはや解剖承諾書はなくて〕よろしい」ということになりましたから、「必要はないと思う人は、みんな、取りに行ってくれ」と〔呼びかけました〕。そして、私は、みんなに、そこで焼けと言いました。〔取り戻した人は〕半分ぐらいじゃないかと思います。当然、〔園の〕言うとおりにしたほうがいいんじゃないか、ただ飯を食ってるんだから、と言う〔人たちも大勢いるわけです〕。だいぶ長いこと、敬愛園は解剖をしましたよ。入園者は、看護婦には文句を言うけども、医者には〔逆らえない〕。医者の手心で、長生きもするし、殺されもしますもん。うちでも、何人か殺されてますから。

ある入所者（男性、1951年大島青松園入所）は、入所時の体験について、つぎのように語った。

〔入所の〕手続きは、2つあって。ひとつは、名前とか出身地とか年齢とか、ありきたりの、入所の手続きをしたんだけど、そのときに、いまでもありありと覚えているのは、「◎○○○というあなたのお名前は、もう、これから、この療養所に入ったかぎりにおいては、使わないほうがいいよ。入所者の半分以上は、本名を隠して入所してる。療養所にあんたが入っていることがわかれば、家族たちがどういふ被害を受けるかもわからん。家族に被害が及ばないようにということで、半数以上のひとたちが仮の名前を使って登録をしてあるんだ。あんたもそうすることをお勧めする」と言われたわけ。そのことで、秘密が保たれるのであれば、そうしようかということで、その場で立ち話みたいになって、□□□□という仮の名前を、そこで登録をしたんです。

それで、つぎにもうひとつあったのが、「解剖承諾書に署名捺印をしてください」。ぼくはひじょうに、17歳ながらにいろいろ考えまして、いよいよ自分の人生の転機が訪れたっていうことで、第1の手続きで、親がつけた名前、つまり戸籍名を使えなくなったっていうことで、ものすごくショックを感じたわけです。これは、私という人間がそこで抹殺されたに等しいというふうに分かって、愕然としたわけです。私は、1日も早く、治療を受けて、治るものなら治って、また社会復帰をしたいという一念に燃えて、療養所に入ったわけです。まず本名を使えないということでショックを受けて、2番目の手続きの「解剖承諾書」に署名捺印をしろということは、常識的には考えられないですよ。治療を前提とした施設であるべき療養所に入って、なぜ、解剖というところまで考えなくちゃならんのかと。

あとから気がついたことなんだけど、「癩予防法」には入口があって出口がない法律だって俗に言われてて、“あ、これは、たとえ死ぬようなことがあっても、ここから出られないということを証明する手続きなんだな”というふうを受け止めた。いよいよ、自分の人生はこれで終わってしまったんだと思いました。

ある退所者（男性、1953年星塚敬愛園入所）は、入所時の体験について、つぎのように語った。

〔私が入所したとき、解剖承諾書は〕ありました。私は、入所する前に、〔星塚敬愛園に収容された〕親父のところを2回行ってたんですね。あ、こんな大変なところ、こんな恐ろしいところだったのか、っていうのは、実際自分が入ってからなんだけれども。だから、普通の病院に入院するぐらいの気持ちで行った。で、親父もついて来てくれてたわけですよ。他の連中はみんな、消毒されたりなんだかんだってやってるが、私は裏から行ってるから。園長も親父を知ってていうか、非常に、なあなあ、柔らかい雰囲気の中かで検査を受けてますので。で、そのときに、おもむろにっていうか、「これに名前を書いてくれ」って言われたのが、いわゆる解剖承諾書みたいなやつだった。「えー。これなんですか？ すぐ帰れるって言ってるのに、なんで解剖するの？ おかしいんじゃない」と、そういったこと言ったことあるんですよ。親父の顔見たら、黙ってるし、ちょっと戸惑ってたら、親父が「書け」っていうようなことで、ああそうかと思って書いたっていうかね。ひじょうに奇異なっていうかね、それは印象に残っています。

〔名前の変更も〕そこでやりましたね。変えました。え、なんで名前を変えんの、って思いましたね。「名前はどうすんの？」って園のほうから言われたんじゃないのかな。で、私は◎□○△に変えましたからね。〔ただし、偽名について職員と〕問答したような記憶はあんまり残ってないんですよ。要は、1年で帰れるんだという思いのほうが、私は強かったですから。とにかく「1年で帰れるんですね、帰れるんですね。よくなってすぐ帰れるんですね」と、それは何べんも念を押したと思うんですよ。だから、それさえ確保できればいいというようなあれがあったと思うんです、私自身はですね。